

ヒトES細胞に係る指針案に関するパブリックコメントの結果概要

1. 意見募集期間:平成26年8月8日～9月6日

2. 提出意見数: 57通

3. 主なご意見:

(1) ヒトES細胞の樹立に関する指針(案)について

- 受精卵の提供は、不妊治療を受けられた方々の善意と聞いています。多くの難病を救うことを期待して提供されると思いますので、そういう道を作ってください。
- 不妊治療の患者さんは、ヒトES細胞のために治療をしているわけではないので、個人情報をきちんと守ることも考えて頂きたいです。
- 樹立機関・提供医療機関の審査を経た上で、文科省専門委員会の審査をうけるという多重審査は全く不必要である。
- 樹立機関、提供医療機関、文科省、厚労省の委員会等で異なる判断や相反する意見などがあつた場合にそれを調整する仕組みも作られていない。

(2) ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針(案)について

- 分配機関から使用機関にわたった細胞を臨床に用いることは指針で禁じられているが、それ以上に安全性の観点から不適切。分配機関は事実上機能しない。樹立機関から臨床利用機関へ直接分配可能とする必要がある。
- ヒトES細胞を使用する研究者が個々で申請することになっていますが、同一共同研究下の複数機関で一括して申請し、ヒトES細胞を扱えるようにはならないのでしょうか。
- 使用する者の登録を、特に学生に対してもっと簡略にできないのでしょうか。例えば、機関一括での登録など。
- 現時点での使用研究の多くは将来的な臨床利用に向けての研究として実施されている。使用研究の「目的」を基礎的研究に限定する必要はない。
- ES細胞を使用するために文科省への登録は必要なのか。ヒトES細胞をもっと自由に使う環境が必要なのではないのか。

(3) 全般

- こんな大事なことを、文科大臣、厚労大臣の下で決めていい訳ない。
- ヒトES細胞の臨床利用へ指針が改正されることは難病に対する再生医療の推進に大きく貢献するものと思います。